

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

船橋市に住所を有し、経済的な理由でお困りの小中学生の保護者に対して、就学援助制度があります。市立船橋特別支援学校（小・中学部）に在籍している児童生徒の方は、該当となる疾病の医療費が援助対象となります。

なお、学用品費等については特別支援教育就学奨励制度での援助対象となっております。

（就学援助制度は昨年度認定となっている方も毎年度申請が必要です）

船橋市
ホームページ



1 該当となる疾病

トラコーマ・結膜炎・白せん・かいせん・のうかしん・中耳炎・慢性副鼻くう炎・アデノイド・う歯(むし歯)・寄生虫病（学校保健安全法施行令第8条に定める疾病）

※健康保険の適用範囲内です。（自己負担はありません。）

※就学援助が認定となり、上記該当となる疾病で治療を受ける際は、必ず事前に学校へ申し出て、「船橋市教育委員会発行の医療券」の 交付を受けてから医療機関へお持ちください。

2 援助の対象者

- ①生活保護を受けている方
- ②児童扶養手当（ひとり親家庭の手当）を受給している方
- ③その他（上記に該当しないが経済的に困窮している等）の方（下記表参照）

【参考】『③その他の方』で認定となる収入金額の目安 《「収入」は控除前の金額になります。》

世帯の人数	世帯構成（例） ※同居している方全員（審査対象は下記参照）を、同一世帯として審査します。	認定となる年間総収入の目安 （原則として全員の合算）
2人	母（35歳）子（8歳）	約326万円以下
3人	父（36歳）母（34歳）子（10歳）	約405万円以下
4人	父（42歳）母（37歳）子（13歳、9歳）	約473万円以下
5人	父（44歳）母（40歳）子（13歳、10歳、5歳）	約501万円以下
6人	父（45歳）母（39歳）子（13歳、9歳）祖父（72歳）祖母（69歳）	約568万円以下

◇世帯の年齢構成等により認定となる収入金額が異なります。上記はあくまでも目安の収入金額であり、目安以下であっても認定できない場合や、目安以上であっても認定できる場合がありますので、まずはご申請ください。

< 「③その他の方」の審査対象となる世帯員の範囲について >

- ◇ 原則として、世帯の同別に関わらず、児童生徒と同居している父母、祖父母、児童生徒のきょうだい全員の収入により審査いたします。また、単身赴任等による別居者や住民登録せずに同居している方も審査対象となります。※学生相当年齢のアルバイト相当の収入は含みません。
- ◇ 同住所地に住民登録されている方は、実際に居住されていない場合でも審査対象となります。
- ◇ 住民票上の世帯を別としている場合であっても、同住所地に居住の方は審査対象となります。ただし、客観的に生計が別である（二世帯住宅等）と市が判断できる場合には、別居として審査いたしますので学務課までお問い合わせください。※「二世帯分の公共料金の検針票」等が必要です。



■お問い合わせ先

- ・就学援助制度の申請、内容に関すること
船橋市教育委員会 学務課 就学助成係 Tel 047-436-2852
- ・医療費に関すること
船橋市教育委員会 保健体育課 保健係 Tel 047-436-2874

3 申請書類

以下に記載する書類を揃え、在籍している学校へご提出ください。

【申請者全員】

(1) 就学援助申請書（記載例を参考にご記入ください。）

※申請書は学校または学務課で配布しています。



【該当者のみ】

(2) 令和8年度市県民税課税（非課税）証明書（令和7年分の収入）

《（2）の書類は、以下の1または2にあてはまる方のみ必要》

1. 令和8年1月2日以降に船橋市へ転入された方

2. 船橋市に住民登録がない方(単身赴任等)

注) 総収入・給与収入・合計所得・各種所得・扶養人数・各種控除金額等が記載されているものが必要になります。その他の書類で代用はできません。



令和8年1月1日時点に住民登録のある市区町村にて取得してください。

※取得方法については、該当する市区町村にご確認ください。

また、自治体により名称が異なる場合がありますのでご注意ください。

未提出の場合は審査ができませんので、必ずご提出ください。

重要

必ずご確認ください

審査は令和8年度市県民税の課税情報(令和7年分の収入)により行います。
収入申告が済んでいない方が同居家族（審査対象）内にいる場合は審査ができません。
また、収入がない場合(被扶養者を除く)も収入がない旨の申告が必要となりますので、申告が済んでいない場合は、市役所2階市民税課で申告してください。(企業等にお勤めの方は、通常は企業等より申告されておりますので、原則ご自身での申告は不要です)

◇ 市県民税の申告についてのお問い合わせ 市民税課047-436-2214

4 提出先・認定適用月

●申請書類提出先：「在籍している学校」

●認定適用月：申請日（在籍校への提出日）が属する月



◇ 審査には、**申請をいただいてから2ヶ月程度**お時間をいただきます。

◇ 申請は年度内、随時可能です（年度の最終受付日は3月8日です）。

但し、認定となる月は申請日（在籍校への提出日）が属する月からとなりますのでご注意ください。